

富山家庭裁判所委員会（第12回）議事概要

1 開催日時

平成20年11月27日（木）午後2時00分から午後4時00分まで

2 開催場所

富山家庭裁判所大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

(1) 委員

青木正良，荒木真人，今村元，兼本伸樹，佐藤幸男，錢輝，種部恭子，中野英和，前澤功

井加田まり委員は欠席

(2) 事務担当者

白木事務局長，寺川首席書記官，八木次席家裁調査官，富山地方裁判所笠松主任書記官，橋本事務局次長，笠松総務課長，安田地裁庶務係長

4 進行次第

(1) 新委員の紹介，新委員のあいさつ

(2) 委員長の選任

委員の互選により，青木委員が委員長に選任された。

(3) 意見交換等

ア テーマ

「夫婦間の家事調停事件について」

イ 説明，質疑応答及び意見の内容は，別紙のとおり

(4) 次回テーマ

「成年後見制度について」

(5) 次回開催期日

平成21年7月2日（木）午後2時00分から

以上

(別紙)

意見交換(委員長 委員 事務担当者)

1 保護命令事件について

(1) 富山地方裁判所笠松主任書記官は次の項目について説明した。

ア 保護命令事件の概要

配偶者からの身体に対する暴力を受けたり，配偶者から生命・身体に対する脅迫を受けた被害者から申立てを受けた地方裁判所が，今後，配偶者から身体に対する暴力により，その生命・身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めたときに発令される。

イ 手続の流れ

申立て，申立人の審尋，相手方の審尋，決定の告知

ウ 申立人への申立ての際の説明事項

(ア) 申立てには，事前に，警察か配偶者暴力支援センターに相談をすることが必要。相談がない場合は，宣誓供述書の提出が必要。

(イ) 申立手数料，郵便切手

(ウ) 法律上又は戸籍上の夫婦であることを証明する資料(戸籍謄本等)

(エ) 配偶者から今後身体的暴力を振るわれて生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きいことを証明する資料(陳述書等)

エ 他機関との連携

(ア) 警察や配偶者暴力支援センター

(イ) 家庭裁判所

家庭裁判所における事件の進行状況の確認，家庭裁判所からの問合せに対する回答。

(2) 質疑応答

平成19年度の保護命令事件の申立ての中で，外国人による申立てはありますか。

正確な統計資料はありませんが、ここ数年間のうちに外国人の申立てと思われる事件は数件あります。

保護命令事件を申し立てるためには、配偶者暴力相談支援センターである女性センターへ必ず相談をしなければならないのでしょうか。

警察又は女性センターに相談しない場合は、宣誓供述書を公証人に作成してもらう必要がありますが、費用がかかりますし、そのための手続が煩雑です。警察又は女性センターに事前に相談した方が良いと思われまして、富山地方裁判所では、ほぼ100パーセントが女性センターで相談を受けた申立てとなっており、公証人の宣誓供述書で申立てされた事例はないと承知しています。

保護命令が発令されない事例はありましたか。

暴力が一過性のものなど、生命・身体に重大な危害を受けるおそれが大きいとまでは認められなかったり、暴力の存在が認められなかったりして、保護命令を発令する要件が認められず、取下げを勧告した事例があります。

保護命令は、早い場合、何日ぐらいで発令されますか。

富山地方裁判所では、すべての事件について審尋を行っているため、申立てから七、八日程度で保護命令が発令されています。

保護命令事件を申し立てる人は、既に女性センターに保護されている人ばかりで、女性センターに保護される前に申し立てる人はいないのですか。

正確な統計資料はありませんが、いないと思われまして。

医師としての経験からしますと、女性センターなどへの相談はしていませんが、現実にはケガをしていることから、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）を受けていると思われる患者もいました。申立てはハードルが高く、女性センターへ行くのもハードルが高いが、その気になればすぐに申し立てることも可能というわけではないのですね。

医師からも保護命令について説明をしてもらえると良いと思います。

暴力から時間が経過して来院する患者もいます。怪我を負った当時の写真もなく、患者からの問診のみで診断書を作成していることもありますが、このような診断書は保護命令事件の際の資料として有効でしょうか。

有効かどうかは、保護命令事件での審尋等を踏まえて、裁判官が判断することになります。

配偶者だけではなく、子供に対しても暴力がある場合でも、女性センターは対応してくれるのでしょうか。

女性センターは子供も受け入れますが、年齢が高い男子は難しい時もあるのではないかと考えられます。

2 家事調停事件全般及び被害者の安全確保のために家庭裁判所が行っている配慮について

(1) 寺川首席書記官は次の項目について説明した。

ア 家事調停手続全般の特徴

合意による解決，民間人の参加，簡易な手続，非公開

イ 事件の種類

一般調停事件，乙類調停事件，23条事件

ウ 家庭裁判所調査官及び医務室技官との連携

(ア) 家事調停事件への家庭裁判所調査官の立会い

(イ) 医務室技官（精神科医）からのアドバイス

エ 社会福祉機関との連携

婦人相談所，児童相談所との連携

オ 被害者の安全確保のために家庭裁判所が行っている配慮について

(ア) 調停申立て時

DVが認められるかの確認，相手方に申立人の住所の不開示，別室調停の必要性の検討

(イ) 調停期日の事前準備

家庭裁判所調査官の立会いの必要性の検討

(ウ) 調停期日時

別室調停（調停成立時を含む）、別期日での調停

(エ) 社会福祉機関との連携

(2) 質疑応答

調停委員はどのように任命されるのですか。

国民の中から、人格識見の高い人を選んでいきます。公募はしていませんが、関係機関などからの推薦を受けたり、自薦の人もあります。

調停を申し立てた人は精神的に負担を抱えており、調停の席での調停委員からの不注意な一言が二次被害につながることもあり得ると思われれます。そのようなことが起こらないようにするための方策がとられていますか。

調停委員の言動による二次被害が生じることのないよう、調停委員の研究会等で注意喚起をしています。

調停の際の被害者の安全への配慮がなされていることは分かりましたが、調停委員の安全への配慮はなされているのでしょうか。

DVが疑われるような事件であるとの情報を入手した場合、当事者に対する配慮と同様に、調停委員に対しても、適宜の方法で安全に配慮しています。

3 調停事件の進め方 - DVがみられる事案の調停事件の進め方 - について

(1) 八木次席家庭裁判所調査官は次の項目について説明した。

ア DVとは

(ア) DVのサイクル

蓄積期，爆発期，安定期

(イ) 被害者の心理

イ 調停における配慮

(ア) 被害者の安全確保

別室調停，時間差を設けた出頭時刻，別期日の指定

(イ) 被害者への対応

二次的被害を与えない

被害者の言葉を傾聴し，気持ちの理解に努める

暴力は絶対にいけないというスタンス

(ウ) 加害者への対応

当事者双方を平等に扱うことの説明

聴取時間を概ね均等にする

暴力が紛争の原因になっていることへの理解を求め，現実には直面させる働きかけ

(エ) 子どもとの面接交渉

被害者の安全確保，子どもの状況，加害者の身上に留意

一切の事情を総合して，面接交渉が子どもの福祉を害するか否かとの観点から判断

(オ) 調停継続の見極め

早期の段階で調整の可能性の見極め

ウ 紛争解決に向けて

被害者への必要な配慮

現実問題を解決していくことが，心の回復，自立へ

各種相談機関の紹介

(2) 質疑応答

今の説明は，調停委員の研修の際にも行われているのですか。

折に触れて説明しています。

調停委員に対し，DV関係の研修をしていただきたいと思います。また，DV関係の調停には，DV関係の研修を受けた調停委員を選任していただきたいと思います。

外国人が女性センターなどに保護を求めても，外国語が通じないことがあ

と思います。ほかに保護してくれる機関はありますか。

女性センターは、外国人でも対応してくれると思われます。言葉が通じない場合は、日本語を話せる知人、友人に同行してもらったり、通訳人を依頼してみたらよいのではないのでしょうか。

女性センターは、短期間でも保護してくれるのでしょうか。

女性センターの判断によります。また、身の危険が迫っている、お金がないなど緊急の場合は、警察も保護してくれると思われます。

例えば、名古屋で暴力があり、富山に避難してきた人が、富山県の女性センター等で相談を受けられますか。

女性センター等は、住所がない場合でも、相談を拒否しないと思います。他の県に避難をしている当事者の事件が係属したことがあります。その事例では、避難している県の機関に相談をしていました。

4 意見交換

被害者自身がDVを自覚していないため、潜在するDVは多いのではないかと考えています。医師として、被害者に対し、夫婦関係の改善を進めていますが、被害者自身に資力がなかったりすることから難しい面があります。また、子供を連れて女性センターなどに保護されると、子供は在籍している学校に行くことができませんので、子供に対する心のケアが必要になります。しかも、保護されたシェルターには2週間程度しかいることができないため、子供は転校することもできず、結局、元の生活に戻った事例もありました。こういった被害者らなど一般の人は、今説明のあったような家庭裁判所でとられている配慮を知らないのではないのでしょうか。もっと、家庭裁判所における被害者に対する配慮を一般の人に知ってもらうために、情報提供の一環として、具体的な内容が記載されたパンフレットのようなものを作成したらどうでしょうか。女性センターでは、女性センターの電話番号のみが書かれたカードを用意して、一般の方が出入りする関係機関等に置いていますが、持って帰られる人が多い

ようですので、参考にされたらどうでしょうか。

女性センターに母子が保護されたのですが、長期間の保護が必要となったため、子供のみを児童相談所に預かってもらったことがあります。この様に、DVについては、子供も含めて問題を解決する必要がありますので、保護命令事件についても同じような配慮が必要ではないでしょうか。

児童相談所は、家庭裁判所に対し、親権喪失宣告を求める手続をとることができる場合もあります。

調停委員は日本人だと思いますが、外国人が当事者となっている事件の場合は、外国籍の調停委員が関与したらいいのではないのでしょうか。

現在、外国籍の調停委員はいませんが、そのような意見があることは承知しています。

検察庁では、DVについてどのような対応をしていますか。

保護命令違反に基づいて検挙した事案はあります。DVについては、検察庁に送検された段階ではすでに遅く、被害を防ぐためには事前の防御策が必要となるため、関係機関と連携しなければ効果がありません。一方、保護命令違反について、当庁では、今までに再犯に及んだ例はないと承知しています。法務省としてもDVについて検討しているところですが、公的機関としての限界もあります。確かに、被害者自身が行動を起こすことは資力の面などで難しいかもしれませんので、関係機関が広く連携する必要があるのではないのでしょうか。加害者が保護命令違反で処分されたとしても、被害者にとっては根本的な問題の解決にはなりません。

保護命令違反で刑事裁判を受けるような加害者は、出所したとしても、再び暴力をふるう人もいると思われれます。DVの加害者は、一緒にいる人を支配したいという心理傾向があることから、何らかの対策が必要と思います。

加害者に対する治療のためのプログラムは多大な労力がかかりますが、なかなか改善が進みません。保護命令違反の加害者に対し、罰金程度の制裁しかな

いようであれば、加害者は反省をしないと思います。ところで、デートDVも保護命令事件の対象となるのでしょうか。

現状では、保護命令事件の対象とはなっていませんが、保護命令制度は何度か見直しが行われており、その度に対象が広がってきています。

今後、デートDVは保護命令事件の対象となる可能性はありますか。

今後の法改正により、家庭外の男女関係についても保護命令事件の対象となる可能性はあります。しかし、デートDVを保護命令事件の対象とする場合には、どのような関係を対象と認定するのが難しいところです。

被害者に対する経済的な配慮は、法務省から行われる可能性がありますか。

保護命令事件の申立ての際に、戸籍などの資料の提出がなくても、受付をし、身分関係の調査を公的機関が行うこととすることができるかどうかを検討しているようです。

DVの関係では、裁判所以外でも関係する機関や医療機関があることから、定期的に協議する場があるといいのではないのでしょうか。その協議を通じて、関係機関によるネットワークを構築し、相互の機関に照会等ができるようになるといいのではないのでしょうか。また、加害者が人格障害の場合には、適切な治療を受ける必要があると思います。

報道関係者も、DVの本質について認識してもらい、報道をしていただけたらよいと思います。

以前、DVの被害者である女性の実態を報道したことがありますが、話を聞ける被害者を見つけることが難しかったです。報道機関としては、機会があれば、DVについての企画を考えたいと思っています。

DVの加害者と学歴との関連はあるのでしょうか。大学として、学生に対し、DVを防止するための教育を行ったらよいのでしょうか。現在でも、人権等の授業を行っていますが、これらの授業の結果、DVが減っているとは感じていないからです。

DVの加害者と学歴は関連がないと思っています。富山県では、高校生を対象にデートDVの授業を行っていますので、大学でも同様の授業を行うことは良いことだと思います。大学や高校での授業を通じて、デートDVの被害者であるということを感じさせたりすることもできますし、デートDVに対する教育が大切と考えています。また、大学生の中には教員を目指している人もいますので、大学での授業は重要であると思います。

私は、ジェンダー（歴史的・文化的・社会的に形成される男女の差異）についての教育をしないことには、DVは解決しないと思っています。以前、セクシュアル・ハラスメントの講演をしたことがありますが、その際、中学生や高校生の男子を持っている受講者に対し、家事などについて女性と同じように教えているのか聞いてみましたが、教えていない受講者が多かったです。こういった教育からしないことには、DVは減らないと思っています。

DVの関係する事件についての事務処理の運用については、今後も工夫を重ねていきたいと思っています。また、家庭裁判所における配慮についての広報にも力を入れていきたいと思っています。